

苧田町下水道事業經營戰略

公共下水道事業
農業集落排水事業

令和3年3月

福岡県

苧田町上下水道課

目 次

公共下水道事業

1	事業概要	1
2	将来の事業環境	4
3	経営の基本方針	4
4	投資・財政計画（収支計画）	5
5	経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	8

農業集落排水事業

1	事業概要	9
2	将来の事業環境	12
3	経営の基本方針	12
4	投資・財政計画（収支計画）	13
5	経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	16

苅田町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 苅田町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	苅田処理区：平成14年4月 (19年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適 平成18年4月1日法適 (一部適用)
処理区域内人口密度	苅田処理区：49.8人/ha (苅田町空港処理分区含む)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1処理区(苅田処理区)、1処理分区(苅田町空港処理分区)		
処 理 場 数	1処理場(苅田町浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	し尿受入施設の設置		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本料金(汚水排出量 10m ³ まで)	1,500円			
	超過料金(1m ³ につき)				
	Ⅱ(Ⅱ 10m ³ を超え、20m ³ まで)	170円			
	Ⅱ(Ⅱ 20m ³ を超え、30m ³ まで)	190円			
	Ⅱ(Ⅱ 30m ³ を超え、40m ³ まで)	210円			
	Ⅱ(Ⅱ 40m ³ を超え、50m ³ まで)	230円			
	Ⅱ(Ⅱ 50m ³ を超える部分)	250円	※税抜		
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	業務用使用料体系の設定なし				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	水道水以外の水(井戸水など)を使用している場合:計測のための装置を設置し、その使用量で認定する。				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成29年度	3,200 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成29年度	3,868 円
	平成30年度	3,200 円		平成30年度	3,872 円
	令和元年度	3,200 円		令和元年度	3,879 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	15名(課長:1名、主幹:1名、副課長:3名、下水道業務担当:4名(係長1名、係員3名)、下水道工務担当:6名(係長1名(副課長兼務)、係員5名)、浄化センター担当:2名(係長1名(副課長兼務)、係員1名))
事業運営組織	<pre> graph LR A[上下水道課長] --- B[主幹] B --- C[副課長] C --- D[下水道業務担当係長] C --- E[下水道工務担当係長] C --- F[浄化センター担当係長] D --- G[係員] E --- H[係員] F --- I[係員] </pre>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場の維持管理業務、マンホールポンプの保守管理業務
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	発生汚泥は、マテリアルリサイクル(セメント原料への再利用)を行っています。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
 *5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

※添付した経営比較分析表に補足事項等がある場合は記載すること。

別紙 経営比較分析表のとおり

経営比較分析表（令和元年度決算）

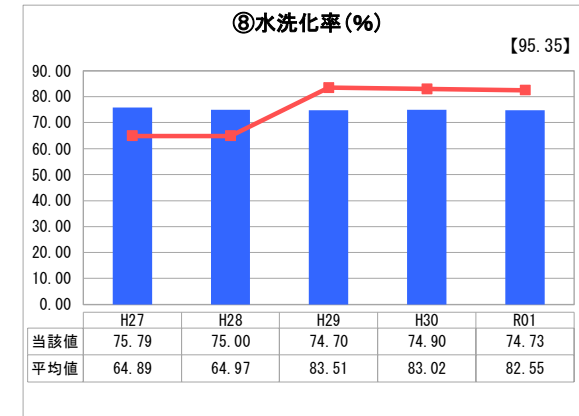
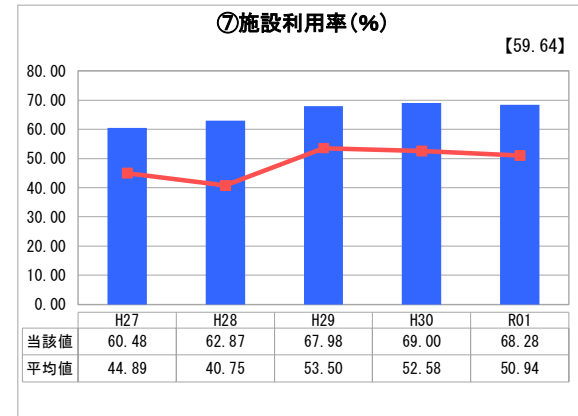
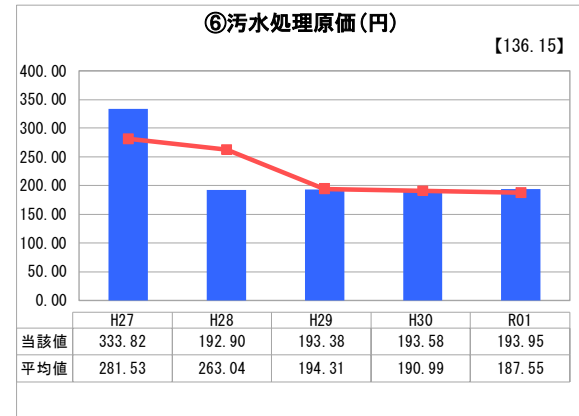
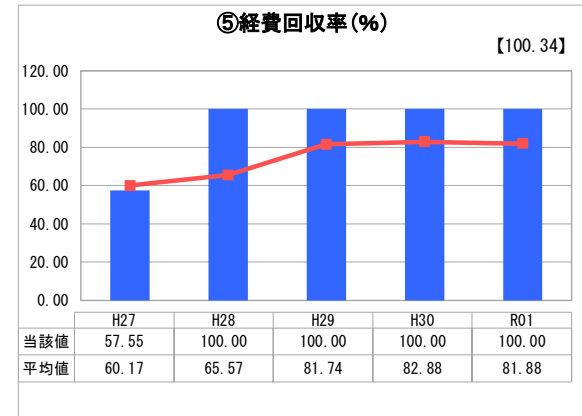
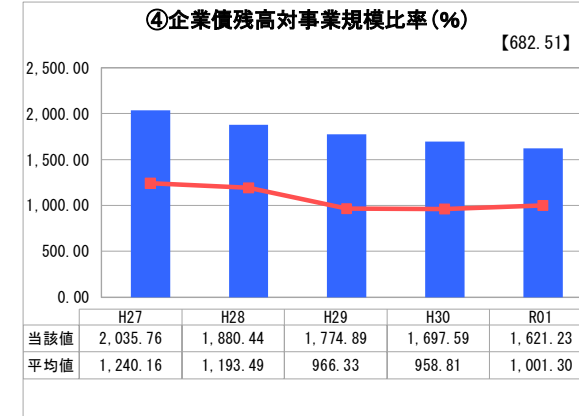
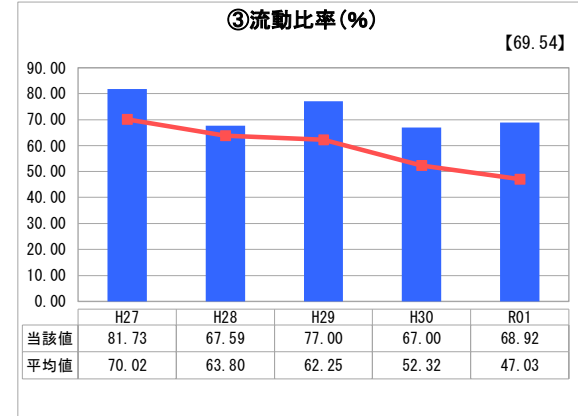
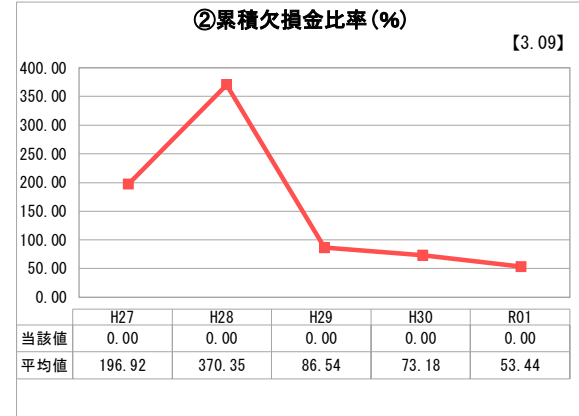
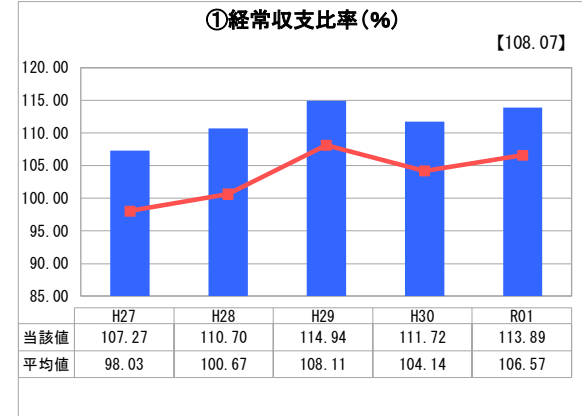
福岡県 苅田町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cc2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	64.95	51.57	96.41	3,520

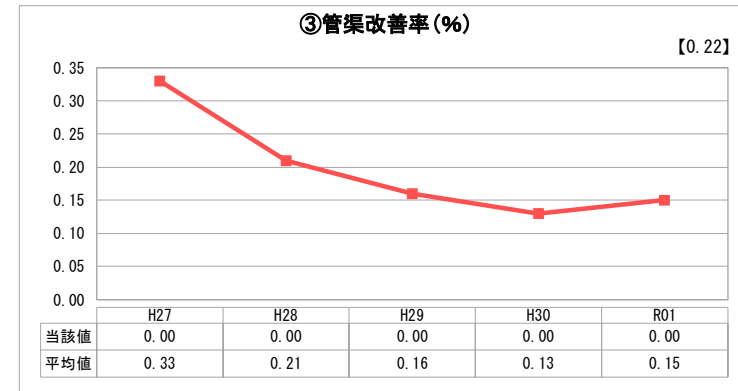
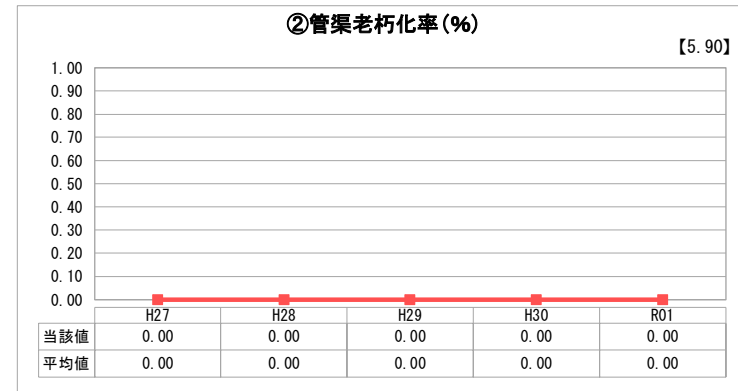
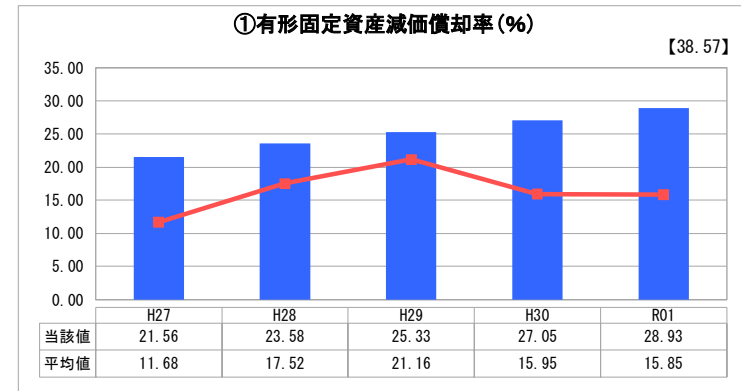
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
37,455	49.24	760.66
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
19,266	3.86	4,991.19

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【	令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

① 経常収支比率は、料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標で単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっています。
 ② 累積欠損金比率は、営業収益に対する累積欠損金の状況を表す指標で累積欠損金が発生していないことを示す0%となっています。
 ③ 流動比率は、短期的な債務に対する支払能力を表す指標で100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で1年以内に支払わなければならない負債を賄っていないことを示しますが、全国平均とほぼ同等の数値であり、企業債等を活用しながら事業の実施を行なっているところがあります。
 ④ 企業債残高対事業規模比率は、料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標で明確な数値基準はありませんが、類似団体平均値より高いものとなっています。
 ⑤ 経費回収率は、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄っているかを表した指標で、数値は100%であり、使用料で回収すべき経費は使用料でまかなえていることを示しています。
 ⑥ 汚水処理原価は、有収水量1㎡あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標で類似団体平均値とほぼ同額となっております。
 ⑦ 施設利用率は、施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標で、平均値より高い数値で推移しています。
 ⑧ 水洗化率は、現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標で、普及を進めている中ということもあり、低い数値となっております。今後水洗化率向上に向けて、啓発を進めてまいります。

2. 老朽化の状況について

① 有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で公共下水道事業の供用開始が平成14年のため有形固定資産減価償却率はまだ低い状況です。
 ② 管渠老朽化率は、法定耐用年数を越えた管渠延長の割合を表した指標で法定耐用年数を越えた管渠はないため0%となっています。
 ③ 管渠改善率は、当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で改善した管渠はないため0%となっています。

全体総括

経営の健全性・効率性においては、流動比率、企業債残高対事業規模比率、水洗化率を除く指標において望ましい数値に達しており、類似団体と比較分析すると同等、あるいは平均値より望ましい数値となっていますが、経営改善に向けて更なる努力が必要と考えられます。老朽化の状況については、平成14年の供用開始のためどの指標においても低い状況です。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口(公共下水道が使えるようになった区域に住んでいる人の数)は、事業計画区域の拡大により増加していくと予測しています。

(2) 有収水量の予測

水洗化人口の増加にあいまって有収水量は、計画期間内(令和3年度～令和12年度)では増加していく傾向にあります。

(3) 使用料収入の見通し

事業計画区域の拡大により、令和3年度以降の水洗化人口は増加します。節水意識の向上により、一人当たり汚水量は減少傾向にありますが、水洗化人口は増加していくため、使用料収入は、微増するものと予測しています。しかしながら、安定した事業経営を行うためには、必要に応じて使用料金の見直しを行う必要があります。

(4) 施設の見通し

公共下水道の整備を進めてきた結果、順調に流入汚水量が推移し、新しく水処理施設の増設が必要となり、現在工事を行っています。水処理方式については、現況の標準活性汚泥法ではなく、維持管理が容易でコストのかからないオキシデーションディッチ法で3系列のうち1系列を増設しています。

(5) 組織の見通し

将来にわたって安定的かつ持続的な下水道事業を継続していくために、職員の技術力継承を目的として、人材育成に努め組織力の強化を図っていく必要があります。

3. 経営の基本方針

「水質保全と生活環境の改善」を基本方針に、町民の安全で快適な暮らしを守るため、次の事項に取り組みます。

○快適な生活環境の保全

本町の下水道普及率(行政人口に対する下水道整備済の処理区域内人口の割合)は、令和元年度末で52%と全国平均値と比較して低水準となっています。町民の生活環境改善や利便性の向上のため、未整備区域の整備を促進します。人口減少や少子高齢化等の社会情勢の変化の中で、町の地理的、社会的特性に応じた整備手法を取り入れながら、下水道普及率の向上に努めます。

○適正な施設更新や危機管理の強化

荏田町浄化センターは、平成14年4月から供用を開始しており、現在19年が経過しています。ストックマネジメント計画に沿って計画的に更新していきます。また、今般全国的に発生している地震や風水害等の大規模災害時に下水道が果たすべき機能を維持・回復するため、平成28年度に策定した「荏田町下水道事業業務継続計画(BCP)」に沿って、減災の充実にさらに取り組んでいきます。

○環境に配慮した事業運営・適正な業務管理と維持管理

施設の効率的な運転管理により公共用水域の保全に努め、汚泥の減量化やリサイクル化、省エネルギー化により、一層の維持管理経費の節減に取り組みます。総務省からの要請に基づき、経営の健全性や計画性・透明性の向上及び持続可能な下水道事業の推進のため、平成18年4月に地方公営企業法の財務適用を行い、中長期的視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組みます。

○サービスの向上と経営の安定

お客様のニーズに合ったサービスの充実や下水道資産の有効利用を図ります。料金収入を増加させるため、供用開始区域の未接続世帯に対して、計画的かつ効率的な戸別訪問による水洗勧奨や水洗化工事に対する融資斡旋制度、補助金制度等のさらなる周知を行うなど、積極的な水洗化促進対策を図ります。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	ストックマネジメント計画に基づきポンプ場及び処理場の更新整備を進めます。
-----	--------------------------------------

ストックマネジメント計画に基づきポンプ場及び処理場の更新整備を進めます。また、法定耐用年数を迎える管路については、ストックマネジメント計画に基づき更新整備を進めます。
荏田町浄化センターに水処理施設を増設します。水処理方式は、オキシデーションディッチ法で3系列のうち1系列を増設します。
荏田町清掃事務所第2工場(し尿処理場)の老朽化が進行しているため、し尿受入施設を荏田町浄化センター内に設置します。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	安定した事業経営を行うためには、必要に応じて使用料金の見直しを行う必要があります。
-----	---

使用料については、将来予想される有収水量(人口減少を加味)をもとに収納額を算定しています。
受益者負担金については、歳入の前年度に供用開始となる世帯を推計し、過去の実績をもとに一括納付者と分割納付者とを按分し、収納額を算定しています。
国庫補助金及び起債額については、今後10年間における整備計画をもとに歳入額を算定しています。また、起債借入については、補助金以外にかかる自己負担部分のみの借入を基本的な考えとしております。
一般会計から繰入金については、総務省の基準に基づく基準内繰入金(雨水処理負担金、分流式下水道に要する経費等)を算定しております。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員数は現状を維持することとし、過去からの賃金上昇率を踏まえて算定しています。
動力費・薬品費については、将来予想される有収水量をもとに必要な経費を算定しました。
修繕費については、予防修繕を計画的に行うことにより、突発的な経費の発生を抑制しており、実績ベースにより算定しています。
委託料については、コスト削減に向けた取組みを既に行っており、今後、大幅な削減は難しいと考え、実績ベースにより算定しています。
減価償却費については、必要分を算定しました。

投資・財政計画 (収支計画)

様式第2号 (法適用企業・収益的収支)

(単位:千円)

区 分		年 度	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		312,803	315,490	338,555	339,127	340,767	341,790	343,420	364,115	364,785	364,999
	(1) 料 金 収 入		270,476	273,163	296,228	296,800	298,440	299,464	301,093	321,788	322,458	322,672
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他		42,327	42,327	42,327	42,327	42,327	42,327	42,327	42,327	42,327	42,327
	2. 営 業 外 収 益		407,836	447,698	485,796	530,281	501,200	496,593	505,009	513,862	535,136	538,080
	(1) 補 助 金		217,289	247,470	275,277	311,746	297,271	294,331	301,779	304,617	318,504	321,046
	他 会 計 補 助 金		217,289	247,470	275,277	311,746	297,271	294,331	301,779	304,617	318,504	321,046
	そ の 他 補 助 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		190,096	199,777	210,068	218,085	203,479	201,811	202,779	208,794	216,182	216,584
	(3) そ の 他		450	450	450	450	450	450	450	450	450	450
収 入 計 (C)		720,639	763,188	824,350	869,408	841,967	838,383	848,429	877,977	899,921	903,079	
支 出	1. 営 業 費 用		587,330	616,706	666,411	705,977	676,775	673,841	683,964	713,381	728,761	733,779
	(1) 職 員 給 与 費		84,429	85,003	85,579	86,164	86,746	87,339	87,932	88,528	89,133	89,738
	基 本 給 付 費		41,798	42,084	42,370	42,658	42,948	43,240	43,535	43,829	44,128	44,428
	そ の 他		42,631	42,919	43,209	43,506	43,798	44,099	44,397	44,699	45,005	45,310
	(2) 経 費		132,289	133,059	135,787	136,369	136,049	136,617	137,311	139,869	140,486	141,118
	動 力 費		21,043	21,331	23,172	23,309	23,527	23,701	23,922	25,624	25,779	25,899
	修 繕 費		11,160	11,204	11,249	11,293	11,338	11,384	11,430	11,475	11,520	11,566
	材 料 費		237	238	239	240	241	242	243	244	245	246
	そ の 他		99,849	100,286	101,127	101,527	100,943	101,290	101,716	102,526	102,942	103,407
	(3) 減 価 償 却 費		370,612	398,645	445,045	483,444	453,980	449,885	458,721	484,984	499,142	502,923
2. 営 業 外 費 用		68,163	68,232	67,424	65,518	63,290	60,789	59,506	58,150	57,969	56,215	
(1) 支 払 利 息		55,729	55,702	54,774	52,881	50,607	48,159	47,118	46,178	46,041	44,317	
(2) そ の 他		12,434	12,530	12,651	12,637	12,683	12,630	12,389	11,972	11,928	11,898	
支 出 計 (D)		655,493	684,939	733,835	771,495	740,066	734,630	743,470	771,531	786,730	789,994	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		65,146	78,249	90,515	97,913	101,901	103,753	104,958	106,445	113,191	113,086	
特 別 利 益 (F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 失 (G)		20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	
特 別 損 益 (F)-(G) (N)		△ 20	△ 20	△ 20	△ 20	△ 20	△ 20	△ 20	△ 20	△ 20	△ 20	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(N)		65,126	78,229	90,495	97,893	101,881	103,733	104,938	106,425	113,171	113,066	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)												
流 動 資 産 (J)												
う ち 現 金 預 金		211,845	286,567	383,400	510,943	618,414	725,959	845,673	1,004,056	1,141,242	1,267,765	
う ち 未 収 金												
流 動 負 債 (K)												
う ち 建 設 改 良 費 分												
う ち 一 時 借 入 金												
う ち 未 払 金												
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		312,803	315,490	338,555	339,127	340,767	341,790	343,420	364,115	364,785	364,999	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 ((N)/(P) × 100)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

3条

投資・財政計画 (収支計画)

様式第2号 (法適用企業・資本的収支)

(単位:千円)

区 分		年 度											
		R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030		
資本的 収入	資本的 収入	1. 企業債のうち資本費平準化債	794,740	653,170	475,195	352,380	299,795	380,710	480,495	480,990	255,000	225,000	
		2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		3. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		6. 国(都道府県)補助金	608,260	565,900	385,885	187,090	106,185	181,040	289,225	351,210	75,000	75,000	
		7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		8. 工事負担金	45,005	45,185	45,365	45,547	45,729	45,912	46,096	46,280	46,465	46,651	
		9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計 (A)	1,448,005	1,264,255	906,445	585,017	451,709	607,662	815,816	878,480	376,465	346,651		
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	1,448,005	1,264,255	906,445	585,017	451,709	607,662	815,816	878,480	376,465	346,651		
	資本的 支出	資本的 支出	1. 建設改良費のうち職員給与費	1,403,000	1,219,070	861,080	539,470	405,980	561,750	769,720	832,200	330,000	300,000
			2. 企業債償還金	292,444	302,830	313,080	309,149	313,738	320,609	326,752	310,032	324,369	335,746
3. 他会計長期借入返還金													
4. 他会計への支出金													
5. その他													
計 (D)	1,695,444	1,521,900	1,174,160	848,619	719,718	882,359	1,096,472	1,142,232	654,369	635,746			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		247,439	257,645	267,715	263,602	268,009	274,697	280,656	263,752	277,903	289,095		
補填財源	補填財源	1. 損益勘定留保資金	179,281	202,374	228,639	235,708	244,912	244,261	241,165	224,232	258,945	272,881	
		2. 利益剰余金処分額											
		3. 繰越工事資金											
		4. その他	68,158	55,271	39,075	27,894	23,097	30,436	39,491	39,519	18,958	16,214	
計 (F)	247,439	257,645	267,715	263,602	268,009	274,697	280,656	263,751	277,903	289,095			
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)		5,263,038	5,613,378	5,775,492	5,818,723	5,804,780	5,864,881	6,018,624	6,189,582	6,120,214	6,009,468		

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度									
		R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
収益的 収支分	収益的収支分	217,289	247,470	275,277	311,746	297,271	294,331	301,779	304,617	318,504	321,046
	うち基準内繰入金	217,289	247,470	275,277	311,746	297,271	294,331	301,779	304,617	318,504	321,046
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的 収支分	資本的収支分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		217,289	247,470	275,277	311,746	297,271	294,331	301,779	304,617	318,504	321,046

4条

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	老朽化が進行している菟田町清掃事務所第2工場(し尿処理場)に変わり、し尿受入施設を菟田町浄化センター内に設置します。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画を策定し、費用の平準化を考慮した修繕計画を立案しています。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	更新に伴う改築や更新における民間資金・ノウハウの活用に対する検討を行っています。
その他の取組	長寿命化計画の実施に伴い、投資額が増える時期があり、経営努力をしつつ一般会計からの繰入等財源の確保が必要です。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料の見直しについて、長期的な見通しに立った適正な使用料への見直しを検討することとします。
資産活用による収入増加の取組について	活用できる資産がないため、検討を行っておりません。
その他の取組	滞納整理について、悪質な滞納者に対しては、差し押さえ等の措置の検討を行います。また、回収不能については、執行停止等の処分を検討したいと考えております。未接続対策については、水洗化勧奨業務委託の活用、広報誌やホームページ等で、接続の勧奨を実施します。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	処理場の管理については、現在実施している民間委託の継続を考えております。
職員給与費に関する事項	職員数は、維持します。給与の額については、一部適用であるため、一般職としての給与水準となります。
動力費に関する事項	処理場やポンプ場の機器等の更新時には、省エネルギーの機器等の導入をするなど、可能な限り消費電力の削減に努めます。
薬品費に関する事項	単価契約を行うなど経費節減に努めています。
修繕費に関する事項	供用開始から19年を経過することから、今後は修繕経費が増加傾向にあるため、計画的に修繕を行っていく必要があります。維持管理面では、老朽化していく施設の長寿命化等を検討・実施していく必要があります。
委託費に関する事項	委託内容を適宜見直し、経費削減・効率化に努めます。
その他の取組	特になし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	事後検証及び経営戦略の見直し(ローリング)を3～5年のサイクルで必要に応じて行う予定です。
---------------------	---

苅田町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 苅田町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	片島地区： 平成18年10月1日（14年） 白川南部地区： 平成28年10月1日（4年）	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適 平成21年4月1日法適（一部適用）
処理区域内人口密度	片島地区 : 28.1人/ha 白川南部地区 : 13.6人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	2地区(片島地区、白川南部地区)		
処 理 場 数	1処理場(片島地区農業集落排水処理施設)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	実施実績なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本料金(汚水排出量 10m ³ まで) 1,500円 超過料金(1m ³ につき) // (// 10m ³ を超え、20m ³ まで) 170円 // (// 20m ³ を超え、30m ³ まで) 190円 // (// 30m ³ を超え、40m ³ まで) 210円 // (// 40m ³ を超え、50m ³ まで) 230円 // (// 50m ³ を超える部分) 250円 ※税抜			
業務用使用料体系の 概要・考え方	業務用使用料体系の設定なし			
その他の使用料体系の 概要・考え方	水道水以外の水(井戸水など)を使用している場合:計測のための装置を設置し、その使用量で認定する。			
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度 3,200円 平成30年度 3,200円 令和元年度 3,200円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度 3,530円 平成30年度 3,518円 令和元年度 3,533円	

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	15名(課長:1名、主幹:1名、副課長:3名、下水道業務担当:4名(係長1名、係員3名)、下水道工務担当:6名(係長1名(副課長兼務)、係員5名)、浄化センター担当:2名(係長1名(副課長兼務)、係員1名))
事業運営組織	<pre> graph LR A[上下水道課長] --- B[主幹] B --- C[副課長] C --- D[下水道業務担当係長] C --- E[下水道工務担当係長] C --- F[浄化センター担当係長] D --- G[係員] E --- H[係員] F --- I[係員] </pre>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場の維持管理業務、マンホールポンプの保守管理業務
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

※添付した経営比較分析表に補足事項等がある場合は記載すること。

別紙 経営比較分析表のとおり

経営比較分析表（令和元年度決算）

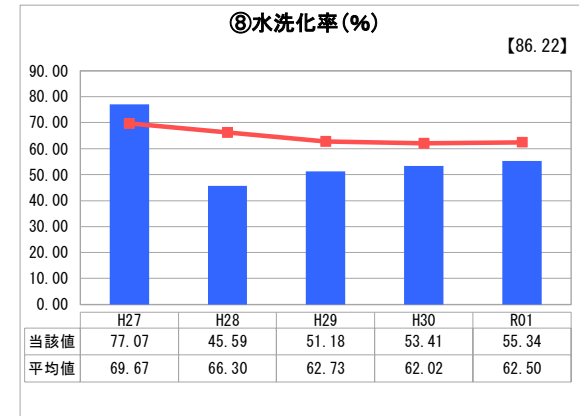
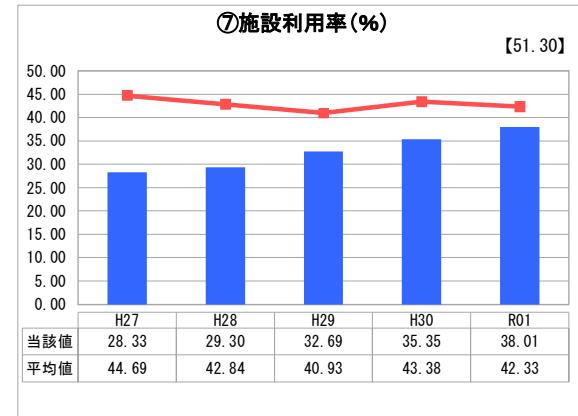
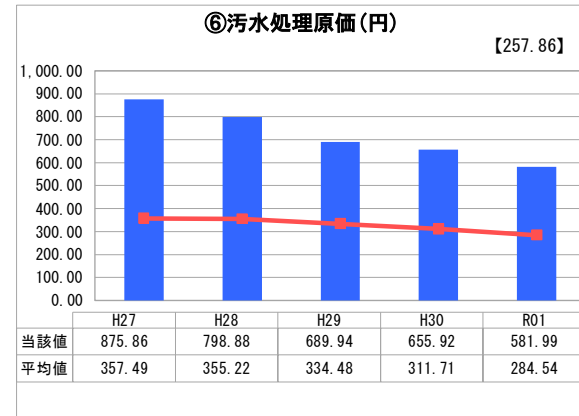
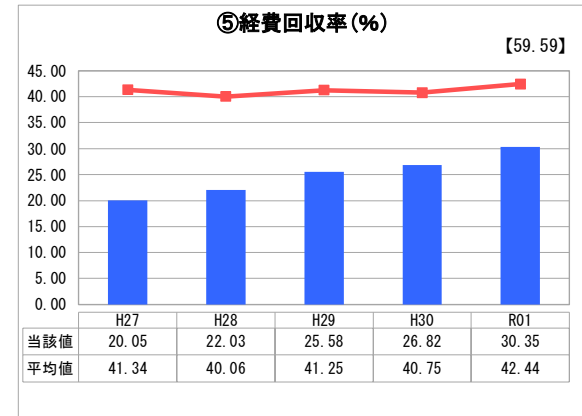
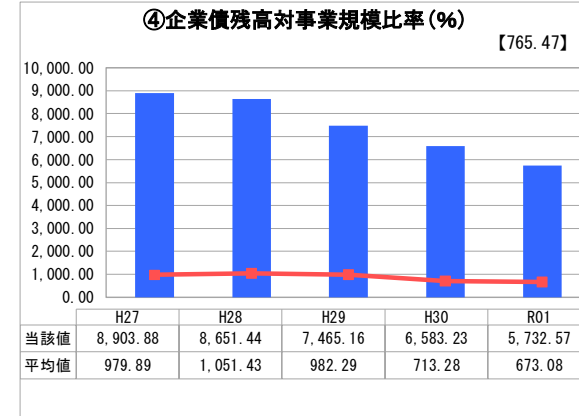
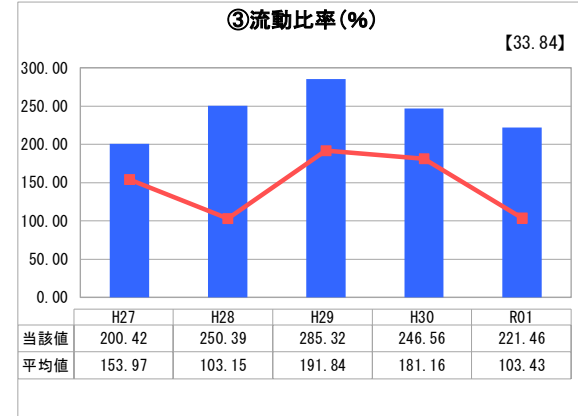
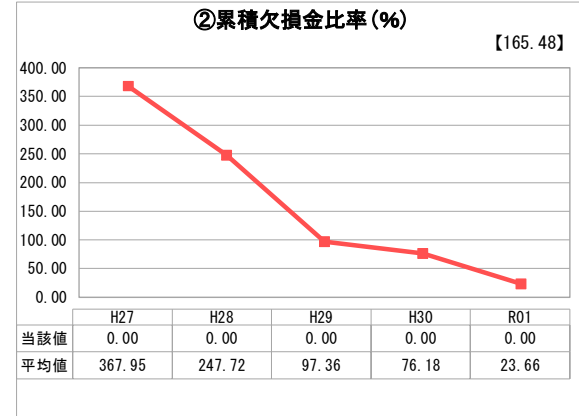
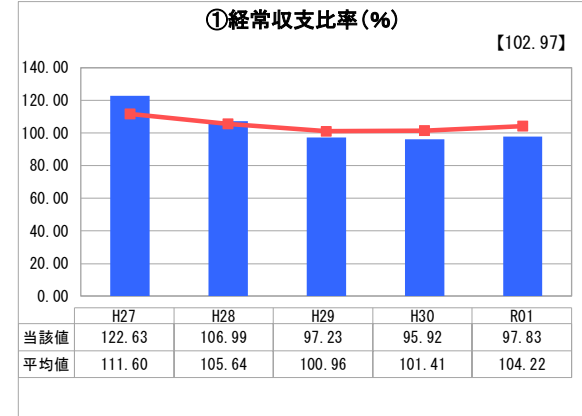
福岡県 苅田町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	農業集落排水	F3	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金 (円)
-	58.37	3.23	99.38	3,520

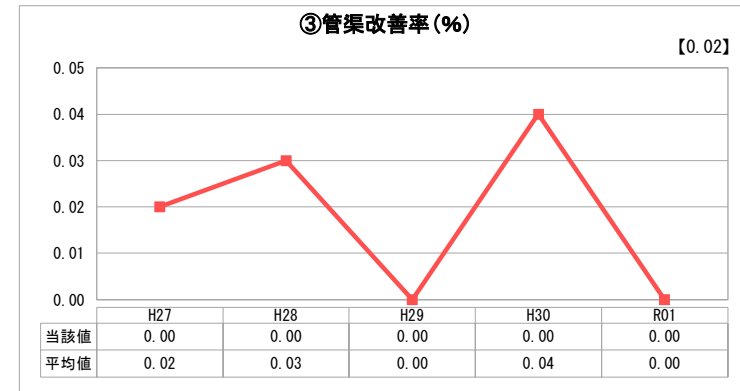
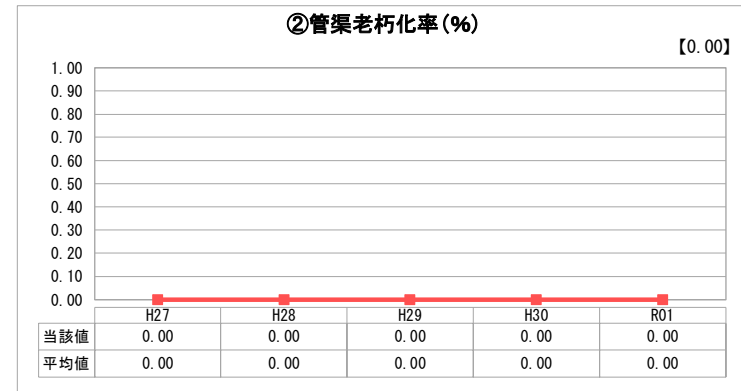
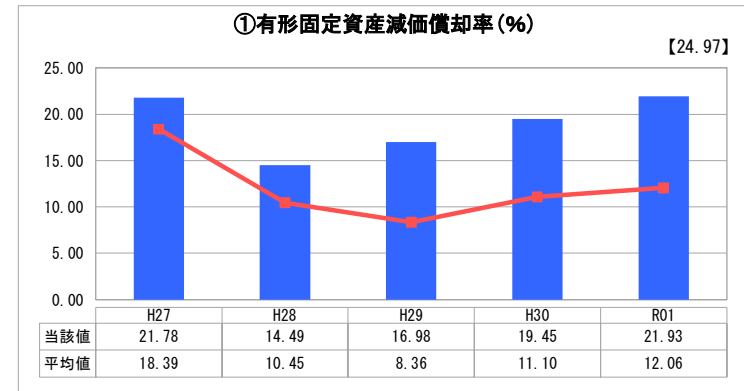
人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
37,455	49.24	760.66
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
1,207	0.62	1,946.77

グラフ凡例	
■	当該団体値 (当該値)
—	類似団体平均値 (平均値)
【	令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

① 経常収支比率は、料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標であり、100%を下回っているため、単年度の収支が赤字となっております。
 ② 累積欠損金比率は、営業収益に対する累積欠損金の状況を表す指標で累積欠損金が発生していないことを示す0%となっております。
 ③ 流動比率は、短期的な債務に対する支払能力を表す指標で1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上となっております。
 ④ 企業債残高対事業規模比率は、料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標で明確な数値基準はありませんが類似平均団体を上回っています。
 ⑤ 経費回収率は、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標で100%未満の為汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味し白川南部地区が供用開始されたばかりであり、接続が進むにつれ改善されるものと思われます。
 ⑥ 汚水処理原価は、有収水量1㎡あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標で白川南部地区の接続が進むにつれ改善されるものと思われます。
 ⑦ 施設利用率は、施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標で普及率が低いこともありまだ低い状況ですが白川南部地区の接続が進むにつれ改善されるものと思われます。
 ⑧ 水洗化率は、現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標で、白川南部地区の供用開始により水洗化率が下がっていますが、接続が進むにつれ改善されるものと思われます。

2. 老朽化の状況について

① 有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で農業集落排水事業の供用開始が平成18年のため有形固定資産減価償却率はまだ低い状況ですが類似団体平均値を上回っています。
 ② 管渠老朽化率は、法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で法定耐用年数を超えた管渠はないため0%となっております。
 ③ 管渠改善率は、当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で改善した管渠はないため0%となっております。

全体総括

経営の健全性・効率性においては、水洗化人口の減少等により、累積欠損金比率、流動比率を除く指標においては厳しい数値となっておりますが白川南部地区が供用開始して間もないため、同地区の水洗化率の向上によって改善されるものと思われます。
 老朽化の状況については、平成18年の供用開始のためどの指標においても低い状況です。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

令和8年度から整備を進める計画のため、処理区域内人口(農業集落排水処理施設が使えるようになった区域に住んでいる人の数)は整備予定区域内の農業集落排水事業の利用者分増加していくと予測しています。

【直近の課題】

行政人口の変化(少子高齢化が進む等)に伴い農業集落排水事業による水洗化の手法を見直す予定です。見直した場合、整備面積が増加しないため処理区域内人口は減少していくものと考えられます。

(2) 有収水量の予測

農業集落排水事業の整備は、片島地区・白川南部地区の2地区では、整備が完了しています。平成18年度に整備が完了した片島地区については水洗化率も頭打ちとなっていますが、平成28年度に整備が完了した白川南部地区においては、積極的な水洗奨励などにより有収水量の向上に努めます。計画期間内(令和3年度～令和12年度)では、増加傾向を予測しています。

(3) 使用料収入の見通し

整備計画により整備面積が増加すれば、計画期間内(令和3年度～令和12年度)では、増加していく傾向にあります。また、建設改良費及び維持管理費が増加するため使用料の改定が必要です。

(4) 施設の見通し

農業集落排水処理施設は、供用開始から14年が経過しており、設備等の経年劣化が顕著であるため、定期的な修繕や設備の延命が必要です。

(5) 組織の見通し

将来にわたって安定的かつ持続的な下水道事業を継続していくために、職員の技術力継承を目的として、人材育成に努め組織力の強化を図っていく必要があります。

3. 経営の基本方針

「水質保全と生活環境の改善」を基本方針に、町民の安全で快適な暮らしを守るため、次の事項に取り組みます。

○快適な生活環境の保全

人口減少や少子高齢化等の社会情勢の変化の中で、町の地理的、社会的特性に応じた整備手法を取り入れながら、下水道普及率の向上に努めます。

○環境に配慮した事業運営・適正な業務管理と維持管理

施設の効率的な運転管理により公共水域の保全に努め、省エネルギー化により、一層の維持管理経費の節減に取り組みます。総務省からの要請に基づき、経営の健全性や計画性・透明性の向上及び持続可能な下水道事業の推進のため、平成21年4月に地方公営企業法の財務適用を行い、中長期的視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組みます。

○サービスの向上と経営の安定

お客様のニーズに合ったサービスの充実や下水道資産の有効利用を図ります。料金収入を増加させるため、供用開始区域の未接続世帯に対して、積極的な水洗化促進対策を図ります。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	老朽化する農業集落排水処理施設の更新整備費及び維持管理費の効率化を図るため、汚水処理の最適化を検討します。
-----	---

マンホールポンプの経年劣化が顕著であるため定期的な修繕や設備の延命が必要です。農業集落排水処理施設は、供用開始から14年が経過しており、今後は老朽化する設備の更新・整備を行う必要があります。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	安定した事業経営を行うためには、必要に応じて使用料金の見直しを行う必要があります。
-----	---

使用料については、将来予想される有収水量(人口減少を加味)をもとに収納額を算定しています。
受益者分担金については、過去の実績をもとにし、収納額を算定しています。
起債額については、今後10年間における整備計画をもとに歳入額を算定しています。
一般会計繰入金については、総務省の基準に基づく基準内繰入金(分流式下水道に要する経費等)及び基準外繰入金(使用料等では不足する部分)を算定しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員数は現状を維持することとし、過去からの賃金上昇率を踏まえて算定しています。
動力費・薬品費については、将来予想される有収水量をもとに必要経費を算定しました。
修繕費については、予防修繕を計画的に行うことにより、突発的な経費の発生を抑制しており、実績ベースにより算定しています。
委託料については、コスト削減に向けた取組みを既に行っており、今後、大幅な削減は難しいと考え、実績ベースにより算定しています。

投資・財政計画 (収支計画)

様式第2号 (法適用企業・収益的収支)

(単位:千円)

区 分		年 度	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		10,891	11,391	11,891	12,391	12,791	12,791	13,091	13,391	13,691	13,991
	(1) 料 金 収 入		10,891	11,391	11,891	12,391	12,791	12,791	13,091	13,391	13,691	13,991
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 営 業 外 収 益		72,044	71,777	71,777	71,777	71,777	71,777	63,315	60,701	60,701	60,701
	(1) 補 助 金		50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	48,000	47,000	47,000	47,000
	他 会 計 補 助 金		50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	48,000	47,000	47,000	47,000
	そ の 他 補 助 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		22,034	21,767	21,767	21,767	21,767	21,767	15,305	13,691	13,691	13,691
	(3) そ の 他		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
収 入 計 (C)		82,935	83,168	83,668	84,168	84,568	84,568	76,406	74,092	74,392	74,692	
支 出	1. 営 業 費 用		77,089	76,650	76,700	76,700	76,750	76,800	65,029	62,050	62,100	62,150
	(1) 職 員 給 与 費		16,300	16,300	16,300	16,300	16,300	16,300	16,300	16,300	16,300	16,300
	基 本 給 付 費		8,300	8,300	8,300	8,300	8,300	8,300	8,300	8,300	8,300	8,300
	退 職 給 付 費											
	そ の 他		8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
	(2) 経 費		19,150	19,200	19,250	19,250	19,300	19,350	19,400	19,450	19,500	19,550
	動 力 費		5,050	5,100	5,150	5,150	5,200	5,250	5,300	5,350	5,400	5,450
	修 繕 費		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	材 料 費		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	そ の 他		12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
(3) 減 価 償 却 費		41,639	41,150	41,150	41,150	41,150	41,150	29,329	26,300	26,300	26,300	
2. 営 業 外 費 用		8,539	8,332	8,121	7,907	7,817	7,703	7,452	7,211	7,211	7,211	
(1) 支 払 利 息		4,539	4,332	4,121	3,907	3,817	3,703	3,452	3,211	3,211	3,211	
(2) そ の 他		4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	
支 出 計 (D)		85,628	84,982	84,821	84,607	84,567	84,503	72,481	69,261	69,311	69,361	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		△ 2,693	△ 1,814	△ 1,153	△ 439	1	65	3,925	4,831	5,081	5,331	
特 別 利 益 (F)		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
特 別 損 失 (G)		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
特 別 損 益 (F)-(G) (N)		△ 8	△ 8	△ 8	△ 8	△ 8	△ 8	△ 8	△ 8	△ 8	△ 8	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(N)		△ 2,701	△ 1,822	△ 1,161	△ 447	△ 7	57	3,917	4,823	5,073	5,323	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		△ 416	△ 2,238	△ 3,399	△ 3,846	△ 3,853	△ 3,796	121	4,944	10,017	10,017	
流 動 資 産 (J)												
う ち 現 金 預 金												
う ち 未 収 金												
流 動 負 債 (K)												
う ち 建 設 改 良 費 分												
う ち 一 時 借 入 金												
う ち 未 払 金												
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		10,891	11,391	11,891	12,391	12,791	12,791	13,091	13,391	13,691	13,991	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 ((N)/(P) × 100)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

3条

投資・財政計画 (収支計画)

様式第2号 (法適用企業・資本的収支)

(単位:千円)

区 分		年 度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
		2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030		
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債 償 還 金	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
		うち 資本 費 平 準 化 債 償 還 金											
		2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 他 会 計 負 担 金	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
		5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		8. 工 事 負 担 金	495	495	495	495	495	495	495	495	495	495	495
	9. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計 (A)	3,995	3,995	3,995	3,995	3,995	3,995	3,995	3,995	3,995	3,995	3,995	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純 計 (A)-(B) (C)	3,995	3,995	3,995	3,995	3,995	3,995	3,995	3,995	3,995	3,995	3,995	
	資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
うち 職 員 給 与 費													
2. 企 業 債 償 還 金			29,704	30,479	30,690	30,904	31,135	31,391	31,643	31,897	31,897	31,897	
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金													
4. 他 会 計 へ の 支 出 金													
5. そ の 他			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (D)	35,704	36,479	36,690	36,904	37,135	37,391	37,643	37,897	37,897	37,897			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			31,709	32,484	32,695	32,909	33,140	33,396	33,648	33,902	33,902	33,902	
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	31,709	32,484	32,695	32,909	33,140	33,396	33,648	33,902	33,902	33,902	
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額											
		3. 繰 越 工 事 資 金											
		4. そ の 他											
計 (F)	31,709	32,484	32,695	32,909	33,140	33,396	33,648	33,902	33,902	33,902			
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)			0	0	0	0	0	0	0	0	0		
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)													
企 業 債 残 高 (H)			530,308	502,829	475,139	447,235	419,100	390,709	362,066	333,169	304,272	275,375	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
		2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030		
収 益 的 収 支 分	収 益 的 収 支 分	収 益 的 収 支 分	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	48,000	47,000	47,000
		うち 基 準 内 繰 入 金	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
		うち 基 準 外 繰 入 金	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	28,000	27,000
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
		うち 基 準 内 繰 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		うち 基 準 外 繰 入 金	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
合 計			50,500	50,500	50,500	50,500	50,500	50,500	50,500	50,500	48,500	47,500	47,500

4条

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	老朽化する農業集落排水処理施設の更新整備費及び維持管理費の効率化を図るため、農業集落排水事業の処理区域を公共下水道に接続し、汚水処理の最適化を検討します。
投資の平準化に関する事項	令和7年度にストックマネジメント計画の策定を予定しています。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	民間資金・ノウハウの活用に対する検討を行っています。
その他の取組	特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料の見直しについて、長期的な見通しに立った適正な使用料への見直しを検討することとします。
資産活用による収入増加の取組について	活用できる資産がないため、検討を行っておりません。
その他の取組	滞納整理について、悪質な滞納者に対しては、差し押さえ等の措置の検討を行います。また、回収不能については、執行停止等の処分を検討したいと考えております。未接続対策については、水洗化勧奨業務委託の活用、広報誌やホームページ等で、接続の勧奨を実施します。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	処理場の管理については、現在実施している民間委託の継続を考えております。
職員給与費に関する事項	職員数は、維持します。給与の額については、一部適用であるため、一般職としての給与水準となります。
動力費に関する事項	処理場の機器等の更新時には、省エネルギーの機器等の導入をするなど、可能な限り消費電力の削減に努めます。
薬品費に関する事項	単価契約を行うなど経費節減に努めています。
修繕費に関する事項	供用開始から14年を経過することから、今後は修繕経費が増加傾向にあるため、計画的に修繕を行っていく必要があります。維持管理面では、老朽化していく施設の長寿命化等を検討・実施していく必要があります。
委託費に関する事項	委託内容を適宜見直し、経費削減・効率化に努めます。
その他の取組	特になし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	事後検証及び経営戦略の見直し(ローリング)を3～5年のサイクルで必要に応じて行う予定です。
---------------------	---